

## 必要書類のご案内

※お取引の状況により必要書類が異なる場合もありますので、詳しくはお取引店へお問い合わせください。

遺言書はありますか？

はい

遺言執行者さまが指定されていますか？

はい

遺言執行者さまによるお手続き  
【ケース1】

いいえ

公正証書遺言書によるお手続き  
【ケース2】

自筆証書遺言書によるお手続き  
【ケース3】

いいえ

遺産分割協議書はありますか？

はい

遺産分割協議書によるお手続き  
【ケース4】

いいえ

調停調書・審判書はありますか？

はい

調停調書・審判書によるお手続き  
【ケース5】

いいえ

すべての相続人さまでのお手続き  
【ケース6】

# 遺言執行者さまによるお手続き

【ケース1】

## 【ご準備いただく書類】

各提出書類は原本提示が必要となります。書類を確認させていただき、コピーをとってお返しします。

	書類名等	入手先
1	遺言書または遺言書情報証明書	お客さま または法務局
2	検認書謄本または検認済証明書（自筆証書遺言書の場合） ・遺言書保管制度を利用し遺言書情報証明書をご提出いただく場合検認は不要	家庭裁判所
3	遺言執行者選任審判書謄本（遺言執行者さまが選任されている場合）	家庭裁判所
4	亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本（※1） ・亡くなられた方の死亡が確認できるもの	最寄りの市区町村役場 （原則、全国各地分取得可）
5	当金庫預金を相続する方の戸籍謄本（※1）（※2） ・亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本で確認できる場合不要	最寄りの市区町村役場 （原則、全国各地分取得可）
6	遺言執行者さまの印鑑登録証明書 ・発行日より6ヶ月以内のもの ・遺言執行者さまが法人の場合資格証明書も必要	市区町村役場
7	遺言執行者さまの実印	お客さま
8	相続に関する依頼書（当金庫所定の書類）	当金庫窓口
9	遺言執行者さまの本人確認書類（※3）	お客さま
10	亡くなられた方の通帳・証書等	お客さま

上記以外の書類提出をお願いする場合があります。詳しくはお取引店舗までお問い合わせください。

また、融資取引・国債等債券・投資信託・保険商品・信託商品等のお取引がある場合別途お手続きが必要となります。

※1 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）をご提出いただく場合は、亡くなられた方および相続人の方の戸籍謄本のご提出は原則不要です。「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、法務省のホームページをご参照ください。

▶ 法務省「法定相続情報証明制度」について <https://www.moj.go.jp>

※2 受遺者さまが法定相続人以外の場合不要です。

※3 代理人さまが手続きする場合、委任状および代理人さまの本人確認書類・印鑑登録証明書も併せて必要です。  
（代理人さまが法人の場合は資格証明書も必要です。）

# 公正証書遺言書によるお手続き

【ケース2】

## 【ご準備いただく書類】

各提出書類は原本提示が必要となります。書類を確認させていただき、コピーをとってお返します。

	書類名等	入手先
1	公正証書遺言書	お客さま
2	亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本（※1） ・亡くなられた方の死亡が確認できるもの	最寄りの市区町村役場 （原則、全国各地分取得可）
3	当金庫預金を相続する方の戸籍謄本（※1）（※2） ・亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本で確認できる場合不要	最寄りの市区町村役場 （原則、全国各地分取得可）
4	相続預金を取得される方の印鑑登録証明書 ・発行日より6ヶ月以内のもの	市区町村役場
5	相続預金を取得される方の実印	お客さま
6	相続に関する依頼書（当金庫所定の書類）	当金庫窓口
7	相続預金を取得される方の本人確認書類（※3）	お客さま
8	亡くなられた方の通帳・証書等	お客さま

上記以外の書類提出をお願いする場合があります。詳しくはお取引店舗までお問い合わせください。

また、融資取引・国債等債券・投資信託・保険商品・信託商品等のお取引がある場合別途お手続きが必要となります。

※1 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）をご提出いただく場合は、亡くなられた方および相続人の方の戸籍謄本のご提出は原則不要です。「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、法務省のホームページをご参照ください。

▶ 法務省「法定相続情報証明制度」について <https://www.moj.go.jp>

※2 相続預金を取得される方が法定相続人以外の場合不要です。

※3 代理人さまが手続きする場合、委任状および代理人さまの本人確認書類・印鑑登録証明書も併せて必要です。  
（代理人さまが法人の場合は資格証明書も必要です。）

# 自筆証書遺言書によるお手続き

【ケース3】

## 【ご準備いただく書類】

各提出書類は原本提示が必要となります。書類を確認させていただき、コピーをとってお返しします。

	書類名等	入手先
1	自筆証書遺言書または遺言書情報証明書	お客さま または法務局
2	検認書謄本または検認済証明書 ・遺言書保管制度を利用し遺言書情報証明書をご提出いただく場合検認は不要	家庭裁判所
3	亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本（※1） ・亡くなられた方の <b>出生から死亡まで</b> 連続したもの	最寄りの市区町村役場 （原則、全国各地分取得可）
2	相続人さま全員の戸籍謄本（※1） ・亡くなられた方の現在の戸籍（除籍）謄本で確認できる場合不要	最寄りの市区町村役場 （原則、全国各地分取得可）
5	相続人さま全員の印鑑登録証明書 ・発行日より6ヶ月以内のもの	市区町村役場
6	相続人さま全員の実印	お客さま
7	相続に関する依頼書（当金庫所定の書類）	当金庫窓口
8	当金庫預金を相続する方の本人確認書類（※3）	お客さま
9	亡くなられた方の通帳・証書等	お客さま

上記以外の書類提出をお願いする場合があります。詳しくはお取引店舗までお問い合わせください。

また、融資取引・国債等債券・投資信託・保険商品・信託商品等のお取引がある場合別途お手続きが必要となります。

※1 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）をご提出いただく場合は、亡くなられた方および相続人の方の戸籍謄本のご提出は原則不要です。「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、法務省のホームページをご参照ください。

▶ 法務省「法定相続情報証明制度」について <https://www.moj.go.jp>

※2 受遺者が法定相続人以外の場合不要です。

※3 代理人さまが手続きする場合、委任状および代理人さまの本人確認書類・印鑑登録証明書も併せて必要です。（代理人さまが法人の場合は資格証明書も必要です。）

# 遺産分割協議書によるお手続き

【ケース4】

## 【ご準備いただく書類】

各提出書類は原本提示が必要となります。書類を確認させていただき、コピーをとってお返します。

	書類名等	入手先
1	遺産分割協議書	お客さま
2	亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本（※1） ・亡くなられた方の出生から死亡まで連続したもの	最寄りの市区町村役場 （原則、全国各地分取得可）
3	相続人さま全員の戸籍謄本（※1） ・亡くなられた方の現在の戸籍（除籍）謄本で確認できる場合不要	最寄りの市区町村役場 （原則、全国各地分取得可）
4	相続人さま全員の印鑑登録証明書 ・協議書作成前6ヶ月以内のもの	市区町村役場
5	当金庫預金を相続する方の実印	お客さま
6	相続に関する依頼書（当金庫所定の書類）	当金庫窓口
7	当金庫預金を相続する方の本人確認書類（※2）	お客さま
8	亡くなられた方の通帳・証書等	お客さま

上記以外の書類提出をお願いする場合があります。詳しくはお取引店舗までお問い合わせください。

また、融資取引・国債等債券・投資信託・保険商品・信託商品等のお取引がある場合別途お手続きが必要となります。

※1 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）をご提出いただく場合は、亡くなられた方および相続人の方の戸籍謄本のご提出は原則不要です。「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、法務省のホームページをご参照ください。

▶ 法務省「法定相続情報証明制度」について <https://www.moj.go.jp>

※2 代理人さまが手続きする場合、委任状および代理人さまの本人確認書類・印鑑登録証明書も併せて必要です。  
（代理人さまが法人の場合は資格証明書も必要です。）

# 調停調書・審判書によるお手続き

【ケース5】

## 【ご準備いただく書類】

各提出書類は原本提示が必要となります。書類を確認させていただき、コピーをとってお返しします。

	書類名等	入手先
1	調停調書謄本または審判書謄本	家庭裁判所
2	審判確定証明書 ・ 審判書による手続きの場合	家庭裁判所
3	調停調書または審判書で指定された方の印鑑登録証明書 ・ 発行日より6ヶ月以内のもの	市区町村役場
4	調停調書または審判書で指定された方の実印	お客さま
5	相続に関する依頼書（当金庫所定の書類）	当金庫窓口
6	調停調書または審判書で指定された方の本人確認書類（※1）	お客さま
7	亡くなられた方の通帳・証書等	お客さま

上記以外の書類提出をお願いする場合があります。詳しくはお取引店舗までお問い合わせください。

また、融資取引・国債等債券・投資信託・保険商品・信託商品等のお取引がある場合別途お手続きが必要となります。

※1 代理人さまが手続きする場合、委任状および代理人さまの本人確認書類・印鑑登録証明書も併せて必要です。  
(代理人さまが法人の場合は資格証明書も必要です。)

# すべての相続人さままでのお手続き

【ケース6】

## 【ご準備いただく書類】

各提出書類は原本提示が必要となります。書類を確認させていただき、コピーをとってお返しします。

	書類名等	入手先
1	亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本（※1） ・亡くなられた方の出生から死亡まで連続したもの	最寄りの市区町村役場 （原則、全国各地分取得可）
2	すべての相続人さまの戸籍謄本（※1） ・亡くなられた方の現在の戸籍（除籍）謄本で確認できる場合不要	最寄りの市区町村役場 （原則、全国各地分取得可）
3	すべての相続人さまの印鑑登録証明書 ・発行日より6ヶ月以内のもの	市区町村役場
4	すべての相続人さまの実印	お客さま
5	相続に関する依頼書（当金庫所定の書類）	当金庫窓口
6	当金庫預金を相続する方の本人確認書類（※2）	お客さま
7	亡くなられた方の通帳・証書等	お客さま

上記以外の書類提出をお願いする場合があります。詳しくはお取引店舗までお問い合わせください。

また、融資取引・国債等債券・投資信託・保険商品・信託商品等のお取引がある場合別途お手続きが必要となります。

※1 法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」（登記官の認証文言付きの書類原本）をご提出いただく場合は、亡くなられた方および相続人の方の戸籍謄本のご提出は原則不要です。「法定相続情報一覧図の写し」の取得方法および制度の詳細については、法務省のホームページをご参照ください。

▶ 法務省「法定相続情報証明制度」について <https://www.moj.go.jp>

※2 代理人さまが手続きする場合、委任状および代理人さまの本人確認書類・印鑑登録証明書も併せて必要です。  
（代理人さまが法人の場合は資格証明書も必要です。）